

山梨県内市町村の奨学金返還支援取組状況一覧表

記載している支援内容は令和8年7月時点のものです。詳細については各自治体のホームページ（下記URL）をご確認ください。

市町村名	制度名	制度概要	対象となる奨学金	支援額	最大支援期間 と年齢制限	ホームページ（下記URLをクリックするとリンク先へ移動します）
富士吉田市	富士吉田市奨学金返還支援制度	市内企業等に就職し、奨学金を返還している方向けに支援	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」など	申請年度内に返還した奨学金の元金（繰上げ償還額および第二種奨学金の利息相当分は除く）の額と、申請年度での償還期間の月数に3万円を乗じて得た額のいずれか低い金額（最大180万円）	60月分 初回申請年度の4月1日時点において満30歳未満が対象	https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/page/1484.html
都留市	都留市奨学金返還支援事業補助金	以下の方が返還する奨学金の一部を支援・地元企業に正規雇用で勤務されている方で、市内定着の意思がある方 ・市外の医療事業者及び介護事業者に医療職又は介護職として正規採用され、主な勤務地を市内と定めている方 ・地域再生法に定める市の地域再生計画に位置づける事業を実施する事業者に正規採用され、主な勤務地が市内で市内に住所を有している方	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 都留市奨学金貸与条例の規定により貸し付ける奨学金	申請年度内の返還金額 年額上限20万円（最大100万円）	60月 大学等を卒業した者で申請年度の4月1日時点において30歳未満が対象	https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/soshiki/sangvo/s_hoko_t/6/10742.html
山梨市 (R7新規)	山梨市奨学金返還支援補助金	市内に在住し、市内で就労している方が返還している奨学金の一部または全部を補助	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」、他	当該年度分の奨学金の返還額 年額上限20万円（最大100万円）	最初に交付決定通知を受けた年度から起算して最長5年間、 申請年度4月1日時点で満30歳未満が対象	https://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/soshiki/2/15146.html
大月市	大月市奨学金返還支援補助金	市内事業所へ就職し、定住する方が返還する奨学金の一部を補助	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 その他市長が認める奨学金	申請年度内に返還した奨学金の額 年額上限20万円（最大100万円）	60ヵ月、申請年度の4月1日時点において30歳未満が対象	https://www.city.otsuki.yamanashi.jp/sangvo/2022-0309-1411-15.html
韮崎市	韮崎市奨学金返還支援事業助成金	高校・大学等在学中に奨学金の貸与を受け、卒業後に本市へ定住し、就労等をしている方を対象に助成金を交付し支援	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」など	大学等在学時貸与の奨学金：年額上限20万円（最大100万円） 高校等在学時貸与の奨学金：年額上限10万円（最大50万円）	最初に認定通知を受けた年度から5年、または交付申請をする年度末時点において満30未満のいずれか早い日	https://www.city.nirasaki.lg.jp/soshiki/chiran/eizeniyu_takuka/ijuteijutanto/shougakukinhenkanshienioseikin/7138.html
南アルプス市	南アルプス市奨学金返還支援事業補助金	奨学金の返還義務を抱えながら市内に住み、市内で就業する若者を対象に、予算の範囲内で南アルプス市奨学金返還支援事業補助金を交付する	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 南アルプス市奨学金条例に規定する奨学金 芦安村活性化対策育英奨学金に関する条例に規定する奨学金 上記に掲げるもののほか、市長が認める奨学金	前年度に奨学金の返還を行った合計額の1/2 年額上限20万円（最大120万円）	60月 初回の申請年度の4月2日に満35歳未満が対象（2回目以降の申請では35歳以上でも可）	https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/docs/16269.html
北杜市	北杜市奨学金返還支援事業助成金	市内に定住し、かつ、就業している方又は求職者等が返還している奨学金の一部又は全部を助成	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 大学、都道府県並びに公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に対して貸与する学資	市内に就業している方：助成率10分の10 年額上限30万円 市内に就業している方・求職者等：助成率2分の1 年額上限10万円	初年に交付決定した年度から起算して5年間、 初回の申請日の属する年度の末日時点において35歳未満が対象	https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/23041.html
甲斐市 (R7新規)	甲斐市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金	移住・定住と県内企業への就業促進を図ることを目的に、奨学金を返還する人の就労初期における経済的負担を軽減するための支援	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 甲斐市奨学金貸付基金条例に規定する奨学金 その他市長が認める貸与型奨学金	申請年度の前年度に返還した奨学金の額 定額月賦返還方式…月1万円を上限 それ以外の返還方式…年額上限12万円	通算して120ヵ月 ただし、35歳になる年度の返済分まで	https://www.city.kai.yamanashi.jp/page/4160.html
笛吹市	笛吹市奨学金返還支援事業	就労初期における経済的負担を軽減することにより、本市への定住を促進するため、奨学金を返還している30歳未満の方に対して、補助金を交付	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」など	対象期間中に奨学金を返還した額の合計額もしくは20万円のいずれかの低い額（最大100万円）	初回の交付決定を受けた日の属する年度から起算し、5年が限度 補助金の交付申請及び請求日の属する年度の4月1日に満30歳未満が対象	https://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/kikaku/ijuteiju/shougakukin/shousai/syougakukin.html
中央市	中央市奨学金返還支援事業助成金	奨学金を返還している市在住の若者の、就労初期における経済的負担の軽減と地元への定住を促進するため、奨学金返還費用の一部を助成	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 その他（山梨みどり奨学金等）の奨学金も対象となる場合がある	1年間（1月～12月）に返還した奨学金の額 年額上限20万円（最大100万円）	助成対象者認定を受けた日の属する年度から起算して、最長5年、 申請時に30歳未満が対象	https://www.city.chuo.yamanashi.jp/soshiki/seisaku/seisenryaku/11659.html
身延町	身延町奨学金返還支援事業補助金	奨学金を返還する若者の就労初期における経済的負担の軽減と地元への定住を促進するため、奨学金返還費用の一部について、補助金を交付	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」及び利子 その他町長が認める貸与型奨学金	申請年度に返還した奨学金の額の1/2 年額上限12万円（最大60万円）	補助金交付決定を受けた最初の年度から最長5年、 申請年度末時点で30歳未満が対象	https://www.town.minobu.lg.jp/site/ijyu/1433.html
鳴沢村	鳴沢村定住促進奨学金返還支援補助金	奨学金を返還する者の就労初期における経済的負担を軽減し村への定住を促進するため、奨学金を返還する者に対し、補助金を交付	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 その他村長が認める貸与型奨学金	申請年度内（4月から翌年3月まで）の返還金額 （年額上限20万円、最大100万円）	60月、 申請年度末日時点で満30歳未満が対象	https://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/gvosei/soshi_kikarasagasu/kikaku/sumai_iju/2132.html
富士河口湖町	富士河口湖町移住・定住促進奨学金返還支援事業	若者・子育て層の経済的負担を軽減することにより、富士河口湖町の地域産業の推進や地域の活性化を担う人材を確保し、町内への就業及び定着を促進するため、町内に住み、町内で働く方を対象とした奨学金返還支援事業	独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」または「第二種奨学金」 公益財団法人交通遺児育英会又は一般財団法人あしなが育英会が貸与した奨学金 地方公共団体等が貸与した奨学金で、町長が認めるもの	申請年度の前年度に返還した奨学金の額 ※利子返還額は除く 年額上限24万円（最大120万円）	最初の奨学金返還支援が決定された日が属する月から60月に達する月まで、 初回の申請年度の4月1日に満35歳未満が対象（2回目以降の申請では35歳以上でも可）	https://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/ka/info.php?f_id=7201&ka_id=25